

クリアウォーターOSAKA株式会社競争入札参加停止措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、クリアウォーターOSAKA株式会社（以下「当会社」という。）が発注する工事請負、物品調達、業務委託及び修繕請負等の契約（以下「発注物件」という。）について、当会社の有資格者（大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている事業者）に対する競争入札参加停止措置（変更及び解除を含む。以下「停止措置」という。）等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(停止措置)

- 第2条 社長は、別に定める当会社の競争入札参加停止措置審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、停止措置を行うものとする。
- 2 社長は、大阪市から停止措置を受けた有資格者について、委員会の協議を経ることなく停止措置の公表を知った日を始期として、停止措置を行うことができる。
 - 3 前2項の停止措置が行われたときは、社長は、停止措置の期間（以下「措置期間」という。）が満了するまで、当該停止措置を行った有資格者を発注物件の入札に参加させてはならない。また、指名の通知も行ってはならない。
 - 4 当該停止措置を行った有資格者に対して、指名又は落札候補者であることの通知をしているときは、これを取り消さなければならない。

(停止措置の基準)

- 第3条 有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者に対して停止措置を行うものとする。
- 2 共同企業体の構成員が有資格者であって、有資格者ではない共同企業体が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者について前項の規定を適用する。ただし、当該有資格者が明らかに当該停止措置の責を負わないと認められる場合を除く。

(下請負人等に対する停止措置)

第4条 社長は、停止措置に行う場合において、当該停止措置の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人又は再委託先（以下「下請負人等」という。）のあることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を併せ行うものとする。

(措置期間)

- 第5条 措置期間は、社長が当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。
- 2 措置期間は1月単位とする。措置期間を変更する場合にあってもまた同様とする。
 - 3 有資格者が、一の事案又は一の原因により別表各項の措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める措置期間のうち最も長期のものを措置期間とする。
 - 4 措置期間中の有資格者が、別の事案又は別の原因により別表各項の措置要件若しくは第11条の規定に該当するときは、再度停止措置を行うものとする。
 - 5 措置期間の加重後及び延長後の措置期間は、36月を超えてはならない。短縮後1月未満となる

場合（解除は除く。）の措置期間は1月とする。

- 6 措置期間中の有資格者が、合併、会社分割又は事業譲渡により、大阪市入札参加資格の全部又は一部を承継させた場合は、大阪市入札参加資格を承継した有資格者に対しても停止措置を行う。

（措置期間の特例）

第5条の2 有資格者が、一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなる際の停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。

- (1) 別表第5項、第6項、第7項の措置要件に該当するとして行われた停止措置の措置期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5項、第6項、第7項のいずれかの措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間を2倍とする加重

- (2) 前号に掲げる措置要件以外の措置要件に該当する事実を社長が確認した日から1年以内に同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき

当該措置期間に1月加算する加重

- 2 有資格者が別表各項の措置要件に該当することとなる基の事実が、当初の停止措置を行う前のものである場合は、前項の規定による加重措置は行わないものとする。

第5条の3 談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたのにもかかわらず、当該事案について別表第6項第1号又は第2号の措置要件に該当することとなったときは、当該措置期間を36月まで延長することができる。

- 2 有資格者が、停止措置を行う前に、当社の入札の留意事項第4条第1号から第3号までの規定に違反した事実を認め、かつ、証拠書類を提出するなど事実関係の解明に積極的に協力したと社長が認めるときは、別表第11項第1号アの規定による措置期間を2分の1まで短縮することができる。

- 3 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたとき、若しくは情状に応じて措置期間を2倍まで延長することができる。

- 4 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、当該措置期間を2分の1まで短縮することができる。

- 5 有資格者が、別表第6項に該当する場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置期間を2分の1とする。

- 6 措置期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。

- 7 措置期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、停止措置を解除する。

（事故の報告）

第6条 有資格者は、当社の発注工事において、別表第3項及び第4項に定める事故が生じたときは速やかに当社に対し書面により事故報告をしなければならない。

- 2 当社の発注物件において履行される業務その他について、事故が生じたときは、前項の規定を準用する。

- 3 有資格者が事故の報告を怠った場合には、措置期間を2倍に延長することができる。

- 4 当社は、大阪市内における事故について第1項の報告を受けたときは、大阪市に対してその件

について報告する。

(停止措置の通知)

第7条 社長は、停止措置を行ったとき、措置期間を変更したとき、又は停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し速やかに書面（様式1）で通知するものとする。ただし、社長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 社長は、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当社の事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ緊急の必要がある場合には、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、当該停止措置の原因となった事由が当社の発注物件での死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、又は著しく反社会的な行為の場合は、この限りではない。

3 前項本文の規定により、措置期間中に随意契約を締結した場合には、当該有資格者の措置期間を1月延長することができる。

(下請等の禁止)

第9条 社長は、措置期間中の有資格者が当社の契約の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを承認してはならない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第10条 社長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第11条 当該有資格者が経営不振に陥ったと認められるときなど社長が契約の相手方としてふさわしくないと認めるときは、当該有資格者に対して停止措置を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、社長は委員会の協議を経て措置を決定する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表第2項第7号の規定については、当会社に平成30年10月1日以降に提出された施工体制台帳の写しによる社会保険等の確認に基づき、通知を行ったものから適用する。

別表

措置要件	措置期間
<p>1 過失による粗雑な契約の履行等</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）</p> <p>ア 過失による粗雑な契約の履行が原因で、重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき 4月</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき 3月</p> <p>(2) 契約の履行に当たり、施工管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき 2月</p>	
<p>2 契約違反等</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を締結後、契約を履行せず解除がなされたとき</p> <p>ア 契約相手方の責に帰すべき事由により契約解除となったとき 12月</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、会計年度内に履行ができず、かつ、当会社の予算の都合上契約解除となったとき（次年度に随意契約により契約を締結し、履行を完了する場合に限る。） 3月</p> <p>(2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき 6月</p> <p>(3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき 3月</p> <p>(4) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき 2月</p> <p>(5) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 遅延が1月以内のとき 1月</p> <p>イ 遅延が1月を超えるとき 2月</p> <p>(6) 物品の納入等について減価採用したとき 1月</p> <p>(7) 当会社発注工事において、下請負人が社会保険等加入の届出をした旨の報告書の提出を求める通知を当会社から受けたにもかかわらず、指定の期日までに、正当な理由がなくこれを提出しなかったとき 1月</p>	
<p>3 公衆損害事故</p> <p>当会社が発注した工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、又は損害を与えたとき</p> <p>(1) 重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき 3月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき 2月</p>	
<p>4 工事等関係者事故</p> <p>当会社が発注した工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき</p> <p>(1) 重大な事故を生じさせたとき 2月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせたとき（軽微であると認められるときを除く） 1月</p>	

5	金品の提供等	有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が当会社の役員並びに社員に対して行った不当な金品の提供又は供給の事実を確認できたとき。	24 月
6	独占禁止法違反行為	<p>(1) 当会社の契約に関連し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人等又は有資格者である個人若しくはその使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、当会社の契約に関連し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	24 月 12 月
7	あっせん利得処罰法違反行為	有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人等が、当会社の契約に関連して、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	12 月
8	虚偽記載	<p>当会社の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札に関する調査資料に虚偽の記載（電子入札での場合を含む。）をし、又は、建設業法第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>	4 月 3 月
9	暴力行為等	有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、当会社の役員並びに社員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき	12~24 月
10	建設業法違反行為	<p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等又はその使用人等が、当会社の契約（本項においては下請け契約も含む。）に関連して、建設業法違反の容疑により逮捕、</p>	12 月

又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
(2) 当会社の契約に関連して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき	
ア 営業停止処分	5月
イ 指示処分	4月
11 不正又は不誠実な行為	
(1) 当会社の入札の留意事項に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	
ア 談合など入札（競争により相手方を選定する方法によるものを含む。）の公正を害すべき行為又は公正を害するおそれがある行為をした事実が認められるとき	4月
イ 違反に対する事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど、当会社の指示に従わないとき	12月
ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12月
(2) 第10条に定める警告を受けた場合において、1年以内に当該警告の原因となった行為を再び行ったとき	1～12月
12 その他	
大阪市から大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けたとき	大阪市の準じる

第 号
平成 年 月 日

様

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役社長

競争入札参加停止措置通知書

このたび、貴社について次のとおり競争入札参加停止措置を行うこととしたので通知
します。

記

1 措置期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 措置項目

クリアウォーターOSAKA株式会社競争入札参加停止措置要綱別表第○項
(措置要件)